

報告第三十号

専決処分した事件の報告について

平成二十六年一月三十日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告に対し、本件解決金として、三百八十万円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (二) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (三) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(四) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十六年一月三十日(区收受 二月七日)

(二) 当事者 原告 被害者

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 区立学校教諭からわいせつ行為を受けた原告が、江戸川区に対し七百万円の損害賠償を請求したものの

三 区指定代理人 特別区人事・厚生事務組合法務部 篠岡祐拳 吉田雅弘

江戸川区 高濱次郎 飯田常雄

四 訴訟経過 平成二十六年三月十九日、平成二十六年七月十一日 口頭弁論一回 弁論準備四回

平成二十六年七月十一日

和解成立